

「行政機関が保有する情報の再提出不要化」を阻む規制等に関するヒアリングに当たって

2010年12月28日

第4回情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会用資料

委員 後藤玲子

1. 本件において検討すべき項目について

第2回会議（11月16日開催）で確認された本件に係る検討内容は、下記の通りです。

◎ 「行政機関が保有する情報の再提出不要化」を阻む規制等のうち、特に以下の項番に関わるもの。

- ① 「引越時の各種行政手続き」（項番16）
- ② 「証明書類の添付」（項番17）
- ③ 「登記申請に添付する情報」（項番18）

本件では、既に行政機関が保有している情報について、行政機関間のバックオフィス連携を行うことによって、国民及び事業者が証明書類等を取得・記載・申請・添付する手間を省き、利用者の利便性を向上すると共に、ある行政機関に提出された情報を他の行政機関と共有することで行政事務の効率化や情報の精度を向上させることが可能かを議論します。なお、本専門調査会では、自治体クラウドや国民ID制度などの基盤整備・制度新設を行わなくても、現行の規制等の改廃によって「行政機関が保有する情報の再提出不要化」が可能になると考えられる手続等を主に議論します。対象となる規制は、他の行政機関（又は他の部門）が情報を保有しているにもかかわらず、利用者本人による申請手続きや添付書類の提出を求めている規制です。

第2回会議資料3「検討項目に関する整理表」において「手続のワンストップ化」に含まれている項目は、16から18以外に、19と20があります。そのうち、「19 戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付」は、上記②「証明書類の添付」（項番17）に密接に関連しており、2人の委員がA分類に、1人の委員がB分類にしています。よって、19についてもヒアリング対象にしたいと思います。

◎ 本件のヒアリング対象：

「行政機関が保有する情報の再提出不要化」を阻む規制等のうち、以下の項番に関わるもの。

- ① 「引越時の各種行政手続き」（項番16）
- ② 「証明書類の添付」（項番17）
- ③ 「登記申請に添付する情報」（項番18）
- ④ 「戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付」（項番19）

（参考資料1）第2回会議 資料3：「検討項目に関する整理表」

（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kaikaku/dai2/siryoku3.pdf>）

（参考資料2）第2回会議 参考資料1：検討項目に関する各府省からの回答

（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kaikaku/dai2/sankou1.pdf>）

（参考資料3）第2回会議 参考資料2：検討項目に係る関係法令集（抜粋）

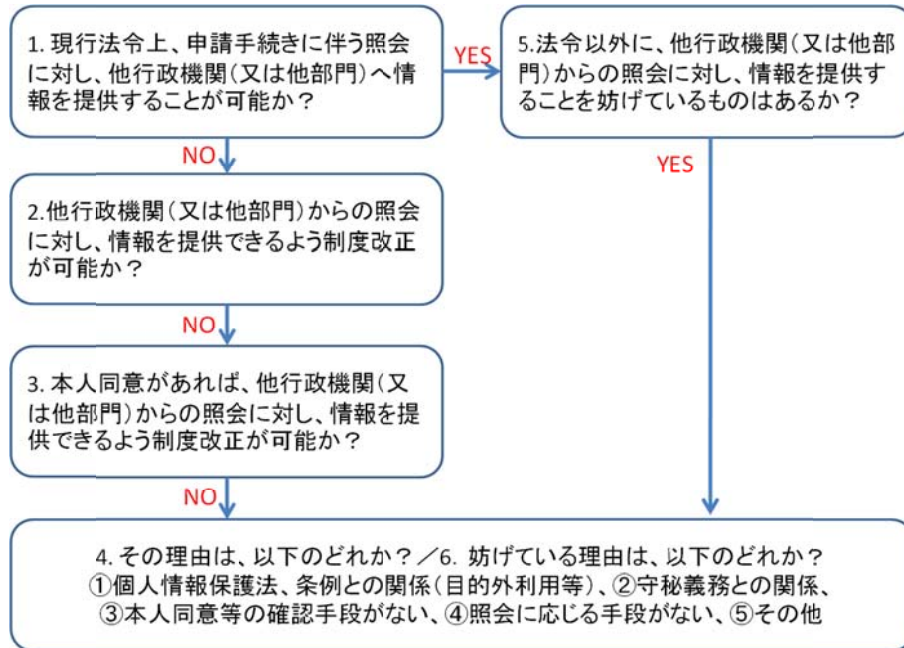
（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kaikaku/dai2/sankou2.pdf>）

2. 本件に関する主な質問事項及び調査ステップについて

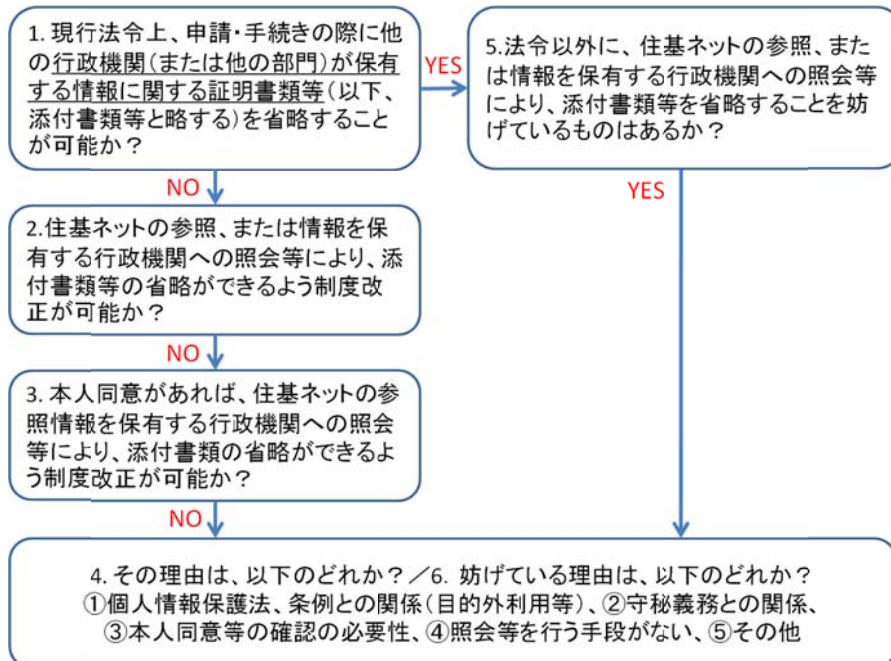
本件に関する主な質問事項は、以下の通りです。まず書面による調査を実施し、重要な案件について、要望元及び担当府省庁等に対するヒアリング調査を実施したいと思います。

※ 添付書類を求めている場合、(1) 情報の提供を縛っている規定 (情報保有部門の規定)、(2) 情報を参照することにより添付書類を省略することを縛っている規定 (申請手続き受付部門の規定) の2種類の規定が想定されるため、双方を調査の対象とします。

(1) 情報保有部門に対する主な質問事項



(2) 申請手続き受付部門に対する主な質問事項



3. 本件に関する書面調査について

本件に関する要望、府省庁の回答、及び、政府におけるこれまでの検討内容を踏まえて、以下のように書面による調査を行いたいと思います。

①「引越時の各種行政手続き」(項番 16)に関する要望

前居住地で受けていた行政サービスを、手続を行うことなく継続して受けられるようにしてほしい。転出地の自治体で発行された書類を転入地の自治体に申請者本人が運ばなくてよいようにしてほしい。

国民が添付書類等を取得する手間を負うことなく住所変更を可能にしてほしい。

住所変更情報が反映されることによって、各機関の保有する情報の精度を向上させてほしい。

①' 上記に関連する要望

児童扶養手当関連手続では、児童扶養手当の申請手続(出生時または転入時)ないし児童扶養手当の現況届手続に当たって、住民票や戸籍抄本、児童扶養手当申請書ないし児童扶養手当現況届、所得証明書及び年金加入証明書の入手・提出が必要であるが、課税台帳や国民保険台帳等を参照することによって、申請以外または申請を含む手続負担を省略すべきである。

○要望元：重点点検専門調査会

(参考資料) デジタル利活用のための重点点検専門調査会 活動報告(平成22年3月)
(www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/jyuuten/houkoku.pdf)

○関連府省庁

- 外務省：パスポート発給時における住民票の写しの提出は住基ネットで確認ができれば省略可能、パスポートには住所又は居所を記載する必要がない。 → 再調査不要。
- 厚労省・年金局事業管理課：添付書類の省略を実施予定。 → 再調査不要。
- 文科省：学校教育法上、転校届けの提出を求めている。 → 再調査不要。
- 警察庁：運転免許証の住所変更は住民票以外でもよい。 → 運転免許証について再調査。
- 厚労省：児童扶養手当の住所変更の届出には家庭の状況確認が必要、児童扶養手当証書は受給者本人のみが所有、住所変更後の住所地の世帯全員の住民表の提出は公簿による確認ができれば省略可能。
→ 児童扶養手当関連手続、国民健康保険、介護保険について再調査。
- 国交省：該当せず。
→ 自動車・125ccを超える二輪車・軽自動車について再調査。
- 法務省：(今回調査では回答を求めている。) → 不動産登記について再調査。
- 総務省：国民ID制度の検討にあわせて議論されていくものと認識。
→ 地域情報プラットフォーム推進事業に関わった総務省及び事業者に制度面での課題を調査。
→ 課税台帳等の参照実態や個人情報保護条例等との関係について、総務省、自治体に追加調査。

②「証明書類の添付」(項番 17)に関する要望

各種行政手続きを行う際、既に行政が保有している情報(住民票、戸籍謄抄本、印鑑証明書など)については、原則として記載・添付が不要とすべきである。

○要望元：法務省

○回答府省庁

- 総務省：添付書類の省略可否は、当該行政手続きの所管官庁で検討・判断されるべき。

→ 項番 16 でまとめて再調査。

- 法務省：回答なし。

→ 戸籍謄抄本については、項番 19 でまとめて再調査。

③「登記申請に添付する情報」(項番 18)に関する要望

登記簿記載(記録)内容については法務局が管理し、法務局の登記官が申請書を審査するのだから、法務局内で情報を共有し、登記申請時の登記事項証明書の添付を省略すべき。

○要望元：国民の声(個人の方)

○回答府省庁：法務省：通則法の必要性

→ 登記簿記載(記録)内容について再調査。

→ 通則法の必要性については、ヒアリング後に議論。

④「戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付」(項番 19)に関する要望

現行法令上、戸籍謄抄本を本籍地以外の自治体で交付することは想定されていないが、コンビニや本籍地以外の自治体窓口、自動交付機等でも交付できるようにすべき。

○要望元：国民の声(日本経済団体連合会)、新たな情報通信技術戦略

④' 上記に関連する要望

現行法令上、正本は市役所又は町村役場に、副本は法務局に保存しなければならないが、庁舎外のデータセンター等の本籍地以外の場所で戸籍簿を管理し、どの自治体窓口でも戸籍謄抄本及び戸籍附表の交付を可能とすべき。

○要望元：社団法人日本経済団体連合会情報化部会、北海道深川市、西日本電信電話株式会社

(参考資料)総務省「ICTの利活用を阻む制度・規制等についての意見募集の結果」(2010年9月公表)

○回答府省庁：法務省：市区町村の主体的判断によるべきもの。

→ 戸籍謄抄本及び戸籍附表の交付及び保管のあり方について、追加の要望を含めて再調査。

以上